人事異動

内　閣

特命全権大使　　今村　朗

願に依り本官を免ずる（二月十三日）

○経済産業大臣臨時代理解職

国務大臣　　城内　実

経済産業大臣赤澤亮正帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　　城内　実

内閣府特命担当大臣赤澤亮正帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を免ずる

（東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　　佐々木悠土

願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上二月十四日）

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　　木原　稔

外務大臣茂木敏充帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

○防衛大臣臨時代理解職

同　　赤間　二郎（あかま二郎）

防衛大臣小泉進次郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上二月十六日）

法　務　省

法制審議会委員に任命する（二月十五日）　　洲崎　博史

秋山　靖浩　今津　綾子　上田　竹志

奥津　　周　尾崎　悠一　亀井　弘泰

川嶋　隆憲　諏訪　智紀　髙尾慎一郎

舩津　浩司　本多　貞雅　矢野　領

山下　徹哉　渡辺　達徳

判事兼簡易裁判所判事　　内林　尚久

同　　田中　昭行

令和八年司法試験予備試験考査委員に任命する

任期は令和九年二月二十八日までとする（各通）

検事　　入江　暁

同　植松　秀治　同　庄野　啓子

同　丹﨑　弘

令和八年司法試験予備試験考査委員に併任する

併任の期間は令和九年二月二十八日までとする（各通）（以上二月十六日）

最高裁判所

名古屋簡易裁判所判事　　戸田　久

名古屋簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（二月十三日）

○定年退官

簡易裁判所判事揖斐潔は二月十二日限り定年退官

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、コソボの独立記念日につき、二月十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官　庁　事　項

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律に定める国土交通大臣の権限又は事務について委任を行うこととした件

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和４年法律第39号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、次の表の下欄に掲げる権限又は事務を、同表の上欄に掲げる機関に委任することとし、委任の効力の発生する日を令和８年２月18日とすることとしたので、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行令（令和４年政令第254号）第２条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年２月18日

国土交通大臣　金子　恭之

委任を受ける機関	委任する権限又は事務
海事局長	法第３章（第７条第１項を除く。）及び第４章の規定に基づく国土交通大臣の権限又は事務（国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和４年国土交通省令第85号）別表の２項に掲げる歳入等に係るものに限る。）
大臣官房会計課長	法第７条第１項の規定に基づく国土交通大臣の権限又は事務（国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和４年国土交通省令第85号）別表の２項に掲げる歳入等に係るものに限る。）

中国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十八日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字園字南屋敷五九六番一二から同町大字園字南屋敷五九六番一〇まで	
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留字樋口下一九三番四から同町はわい長瀬字高浜一五四三番一まで	
鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋字後谷五九六番六から同町大字八橋字御城ノ東九四九番一まで	
鳥取県東伯郡琴浦町大字別所字鐘鋳谷二七〇番二から同町大字別所字西谷尻五四七番二まで	
鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕字荒神谷頭二二六番三から同町大字赤碕字五輪峰頭二八〇番三まで	
鳥取県西伯郡大山町下甲字中瀬二八〇番一から同町赤坂字井手領一一八九番一まで	
米子市淀江町中間字佐陀川端一一〇六番から同市淀江町佐陀字下灘河原東八〇五番一まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

(五) 占用を制限する理由　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年二月十八日

(七) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所